

令和元年度指定管理者運営状況検証シート

県所管課

県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課

令和2年3月31日現在

1. 施設名等

施設名 (設置年月日)	愛媛県男女共同参画センター (昭和62年11月1日)	所在地 電話 HP	愛媛県松山市山越町450番地 089-926-1633 https://www.ehime-joseizaidan.com/
----------------	-------------------------------	-----------------	----------------------------------------------------------------------

2. 指定管理者

指定管理者名	公益財団法人 えひめ女性財団	指定期間	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日 (5年間)
--------	----------------	------	--------------------------------

3. 施設の概要と指定管理者が行う業務等

設置目的	女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じて男女共同参画の推進を図るため、各種の研修、相談等を行い、及び各種の行事又は集会に必要な施設を提供するとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、各般の問題についての相談、必要な指導及び情報の提供その他の援助を行う。	施設の外観 
施設内容	(1階)多目的ホール、ワーキングルーム、団体連絡室、男女共同参画センター事務室、相談室等 (2階)第1会議室、第2会議室、第3(円卓)会議室、視聴覚室、図書情報資料室等 (3階)レクリエーション室、研修室、和室、茶室、作業室等 (その他)駐車場(乗用車40台)、駐輪場等	
指定管理者が行う業務	①センターの事業の実施に関する業務 ②センターの利用の許可に関する業務 ③センターの利用に係る料金の収受に関する業務 ④センターの利用の促進に関する業務 ⑤センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務	
施設の管理体制	男女共同参画センター館長(非常勤)一次長(正規)―管理課長(正規)―<係員>主事1(正規)、臨時職員1 ―事業課長(正規)―<係員>嘱託事務員1、嘱託相談員3、臨時職員1	
利用料金等	利用料金制 <input checked="" type="checkbox"/> 採用している <input type="checkbox"/> 採用していない 前年度からの変更 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (変更ありの場合、その内容) 令和元年10月1日から、消費税率の引上げに伴い利用料金改定。	
開館日・開館時間	(開館日)火曜日～日曜日(ただし、次の日を除く。国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日(以下「休日」、月曜日が休日に当たるときはその翌日、年末年始(12/29～1/3)) (開館時間)午前9時から午後5時まで(ただし、貸館は午後9時まで)	

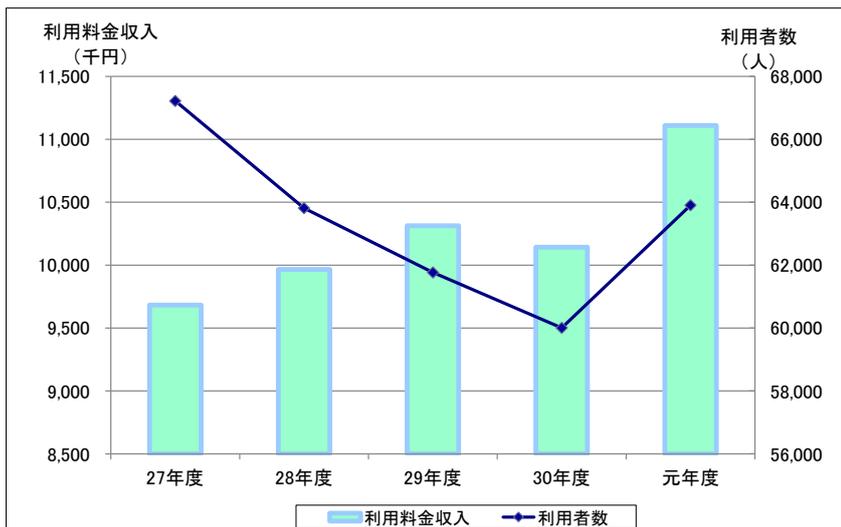
4. 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	61,541	61,541	61,222	63,594	64,988	65,030

5. 施設の利用状況

(1) 施設の利用者数と利用料金収入

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	対前年度増減率
利用者数(人)	67,221	63,812	61,765	60,005	63,905	6.5%
利用料金収入(千円)	9,683	9,966	10,313	10,143	11,110	9.5%



(2) 利用者数、利用料金収入の増減理由

対前年度増減率が±5%以上の場合、その理由

(利用者数)
前年比6.5%増
新規利用者が増えたことによるものと考えられる。
ただし、新型コロナウイルスの影響により、3月の利用者は大幅に減少。

(利用料金収入)
前年比9.5%増
利用者数と同じく、新規利用者が増えたことによるものと考えられる。

6. サービスの質向上に向けた取組み

ア) サービス向上を図る主な取組み

(○は指定管理者制度導入以降、継続的な取組み、☆は令和元年度の新たな取組み、※は利用者からの要望により実施)

令和元年度の内容	令和2年度の内容(予定含む)
<p>○研修事業や相談事業、貸館事業など各事業において、チラシ・パンフレットの作成や、ステッカーの配布、センターHPでの広報等を行い、センターの利用促進を図った。</p> <p>○男女共同参画意識啓発事業としてエンパワーメントカレッジ・地域エンパワーメントカレッジ(伊方会場、伊予会場、今治会場)を実施した。</p> <p>○えひめ男女共同参画フェスティバル2019を実施した。</p> <p>○施設内環境整備及び利用者の利便性向上を図るとともに、安全性を考慮し、各施設や機器等の修繕・改修を適宜行った。</p> <p>○相談業務に関しては、相談者の真の気持ちに気づき、寄り添いながら、相談者の自立支援につながるよう努めた。また、支援員の研修、関連施設の視察を積極的に行い、相談支援の質向上に努めた。</p> <p>○松山市男女共同参画推進財団と連携し、共催事業を実施したほか、図書相互返却を行った。</p> <p>☆各研修事業についてインターネットを利用した申込受付を可能にした。</p> <p>☆新型コロナウイルス感染予防についての取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館内の換気及びアルコール除菌を徹底し、マスクの着用等、貸館利用者へも感染予防を呼びかけた。 ・センター受付窓口にビニール保護シートを設置した。 ・職員研修をリモートで実施した。 	<p>○センターHP、広報誌、チラシ・パンフレットにより各事業の周知及び利用促進を図る。</p> <p>○男女共同参画に関する事業としてエンパワーメントカレッジ(地域エンパワーメントカレッジ)を実施し、県民に向けて男女共同参画社会づくりの意識啓発を行う。</p> <p>(エンパワーメントカレッジ:わたしの未来がらす塾/子育てママのハピ&らくセミナー/花咲くなでしこ応援塾/アドバンスセミナー/リーダー養成セミナー/プラチナ世代のチャレンジセミナー)、(地域エンパワーメントカレッジ:宇和島会場/内子会場/新居浜会場)</p> <p>○えひめ男女共同参画フェスティバル2020の実施</p> <p>○松山市男女共同参画推進財団と連携し事業を実施するほか、図書の相互返却を行う。</p> <p>○新型コロナウイルス感染予防についての取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・館内のネット利用環境を整備し、一部講座及び職員研修をリモートで実施できるようにする。 ・館内の換気及びアルコール除菌を徹底し、貸館利用者へも感染予防を呼びかける。 ・非接触型体温計を設置し、必要に応じて来館者の検温をできるようにする。

イ) 利用者からの声への対応状況(令和元年度)

利用者からの評価や苦情・要望の主な内容	利用者からの苦情・要望への主な対応状況
特になし	特になし

7. 令和元年度実績に係る施設の利用状況及びサービスの質向上に向けた取組みに関する確認・検証

指定管理者の自己検証	県の施設所管課の確認・検証意見
<p>えひめ女性財団は、愛媛県における男女共同参画社会づくりの活動拠点である愛媛県男女共同参画センターの指定管理者として、研修業務・相談業務・情報提供業務・貸館業務を4つの柱にセンターを管理運営した。例年通り、センターHPや市町広報誌などを活用し、各事業の周知並びに施設利用促進に努めた。</p> <p>研修事業では、家庭・地域・職場など、現代社会における女性を取り巻く現状を取り上げ、女性の活躍推進及びエンパワーメントを促進した。また、県内の各地域で男女共同参画の意識啓発を図るため、東・中・南予の3地域(伊方町、伊予市、今治市)で地域エンパワーメントカレッジを実施した。</p> <p>施設管理面では、新型コロナウイルスの影響を受け、愛媛県と協議のうえ一部貸館施設を利用停止にしたほか、館内の換気・除菌の徹底、センター受付窓口のビニール保護シート設置など、館内での感染予防に努めた。また、今後の感染状況の拡大を視野に入れたうえで、引き続き館内での感染予防に努めるとともに、ネット環境を整備し、一部の講座及び研修をリモートでも行えるようにしたいと考えている。なお、従来通りの形式で行う講座についても、受講者の検温や、講演台に飛沫防止用のアクリル板を設置するなど、可能な限り感染リスクを下げるようにして実施する。</p>	<p>受講者のニーズを捉えたテーマや講師の設定により、効果的な研修事業等を実施していると認められる。また、利用者が安全で快適に過ごせるよう新型コロナウイルス感染症防止対策の実施や修繕等を行うなど利用しやすい施設づくりに努めており、機動力のある運営姿勢が高水準の施設利用状況につながっているものとする。</p> <p>利用料金収入の収益は、施設の機能向上に還元されており、令和元年度は和室及び茶室の障子張替など施設の環境美化を積極的に行ったほか、老朽化する施設の機能向上のため、多目的ホールの可動椅子や照明器具の修繕・設備整備を実施しており、管理運営の積極的な姿勢を高く評価している。</p> <p>今後も積極的な利用促進を図り、県民ニーズを捉えた施設サービスや事業実施により、男女共同参画社会の実現に向けた効果ある取組みをお願いしたい。</p>

8. 指定管理者制度の導入による効果と課題の検証

<p>性別にかかわらず参加しやすい講座、研修テーマの設定、利用者のニーズに対応した迅速な施設修繕など利用者の視点に立った施設運営姿勢により、利用者数の維持に努め、女性の活躍と男女共同参画社会づくりの推進につながっている。</p> <p>利用料金収入の収益は施設の機能向上に還元されており、引き続き積極的な利用促進を図り、県民ニーズを捉えた施設サービスや事業実施により、男女共同参画社会の実現に向けた効果ある取組みをお願いしたい。</p>
